

会 費 規 程

第1条 会則第5条の会費に関する事項は、本規程の定めるところによる。

第2条 会員は、会費として毎年10,000円納めるものとする。大学院生並びに常勤職に就いていない会員は、毎年7,000円納めるものとする。ただし大学院生であっても常勤職に就いている会員は、毎年10,000円納めるものとする。日本国外に居住する外国人会員の会費については幹事会が別途定める規定による。

第2条の2 前項に定めた会費区分に変更があった会員は速やかに届け出るものとする。会費の金額の変更は、届け出がなされた年度から適用する。ただし、届け出のあった年度にすでに会費が振り込まれている場合、会費の金額の変更は翌年度から適用する。

附則 本規程は1994年4月1日から施行する。

附則 本規程第2条は2023年4月1日から施行する。

制定 1995年10月21日

- ・一部改正(年会費を一般会員は8,000円から10,000円に、大学院生は6,000円から7,000円に増額)
- ・一部改正 2007年5月19日(第2条のうち外国人会員に関する部分を追加)
- ・一部改正 2011年10月8日(第2条のうち常勤職についていない会員に関する部分と第2条の2を追加)
- ・一部改正 2022年10月8日(第2条改正。大学院学籍を有してなおかつ常勤職に就いている会員については会費割引の対象から外すことを規定)